

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

2025年7月9日（水）午後2時から午後3時30分

2 場 所

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

3 出席者

委員総数30名中21名

(出席委員)

浅野宗夫委員、池山正仁委員、石田美和委員、江崎英直委員、太田和敬委員、
太田一弘委員、奥村智宏委員、後藤澄江委員、阪田征彦委員、杉浦正和委員、
杉浦ますみ委員、鈴木右委員、中尾友紀委員、中屋浩二委員、西脇毅委員、
原田正樹委員、松崎俊行委員、山下史守朗委員、山本広枝委員、横山茂美委員、
渡邊佐知子委員

(事務局)

福祉局長ほか 19名

4 議事等

(地域福祉課 藤井主査)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会
福祉審議会を開催させていただきます。

私は、地域福祉課主査の藤井と申します。

それでは、開会に当たりまして、緒方福祉局長からあいさつを申し上げます。

(緒方福祉局長)

愛知県福祉局長の緒方でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、非常にお暑い中、社会福祉審議会にご出席
いただきありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から本県の福祉行政の推進に格別の御理解、御協力
をいただきまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

本審議会は、社会福祉法第7条の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調

査審議するために、知事の附属機関として設置しているものでございます。

今年度は、2年に1度の委員の改選年度にあたりますが、委員の皆様にはお忙しい中、委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年、少子・高齢化の進展や、家庭や地域の変容により、福祉を取りまく課題やニーズは、複雑、多様化しております。

こうした課題に対応するため、本県では、「あいち福祉保健医療ビジョン」を始めとする、各種計画に基づき、世代や分野を超えて多様な主体が地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指して、各分野の様々な施策に取り組んでいるところであります。委員の皆様方の御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、委員の改選がございましたことから、初めに「委員長の選任」「副委員長の指名」「専門分科会及び審査部会の委員の指名」を行った後、議題として愛知県社会福祉審議会規程の一部改正についてお諮りし、報告事項として3項目を事務局からご説明させていただきます。

短い時間ではございますが、委員の皆様方におかれましては、本県の福祉のより一層の充実に向けて、忌憚のない御意見を賜りますとともに、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(地域福祉課 藤井主査)

次に委員の皆様のご紹介でございます。今回は委員改選によりまして委員に変更が生じておりますが、時間の都合もございますので、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきたいと存じます。

また、阿部啓子委員、大槻秀揮委員、可知洋二委員、神谷明文委員、近藤眞奈美委員、鈴木盈宏委員、村上昌生委員、山本理絵委員、結城房子委員については、本日は所用によりご欠席との連絡をいただいております。

なお、本日は、委員30名のうち、過半数を超える21名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、「次第」「委員名簿」「配席図」「資料1 愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要」、「資料2 児童福祉法等の改正に伴う対応について(社会福祉審議会規程の一部改正)」、「資料3 あいち福祉保健医療ビジョン2026の進捗状況について」、「資料4 地域医療介護総合確保基金(介護分)について」、「資料5 専門分科会・審査部会の審議状況について」、「参考資料愛知県社会福祉審議会関係例規」、「別冊あいち人権推進プラン(人権啓発資料)」

でございます。不足等がございましたら、お申し出ください。

(全委員)

不足等なし。

(地域福祉課 藤井主査)

また、本日の会議は、公開となっております。なお、傍聴者を希望された方はいませんでした。それでは、議題に入らせていただきます。議題（1）「委員長の選任」でございます。本議題については小澤地域福祉課長からご説明させていただきます。

(地域福祉課 小澤課長)

本日の会議は、委員の改選後初めての会議でございますので、委員長の選任を行いたいと思います。当審議会は、社会福祉法の規定により、委員の互選により委員長を置くこととなっております。

事務局としては、改選前まで委員長を務められておりました県社会福祉協議会会长の後藤澄江委員に引き続きお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(地域福祉課 小澤課長)

それでは、後藤委員に委員長をお願いいたします。後藤委員、委員長席へお移りください。

(後藤委員長)

ただいま、委員長に選任いただきました後藤です。

大任ではございますが、皆様方の御協力をいただきながら、委員長としての責務を果たしてまいりたいと考えております。委員の皆様には、ご専門の見地から、さまざまな御意見をいただきたいと思っております。

それでは、本日の会議の円滑な運営に御協力くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

社会福祉審議会規程第9条第1項によりまして、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。

本日は、太田和敬委員と太田一弘委員にお願いしたいと存じます。よろしく

お願いします。

それでは、議題（2）に入ります。

社会福祉審議会規程第2条第1項の規定により、審議会に副委員長を置くこととなっております。私といたしましては、副委員長には原田正樹委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(後藤委員長)

それでは、原田委員に副委員長をお願いさせていただきます。

次に、議題（3）「専門分科会及び審査部会の委員の指名」についてでございますが、まず、専門分科会及び審査部会の構成等について事務局から説明してください。

(地域福祉課 福永担当課長)

資料1 「愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要」について、説明をさせていただきます。

資料の上の表をご覧ください。愛知県社会福祉審議会の構成を表にさせていただいております。愛知県社会福祉審議会には、3つの専門分科会と5つの審査部会が設置されております。上から、「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」、「民生委員審査専門分科会」、そして、「児童福祉専門分科会」及び「里親審査部会」を始め5つの部会で構成されております。

これらの専門分科会・審査部会については、当審議会の専門的な事項について調査・審議していただくために設置されているものでございます。

これらの設置根拠等につきまして、下の表にまとめさせていただいておりますので、ご覧ください。それぞれの部会等の名称が表の一番上の行にございまして、その下に順に、設置根拠、審議事項が記載してございます。表の左の列から申し上げますと、「身体障害者福祉専門分科会審査部会」につきましては、身体障害者の障害の程度や特別障害者手当の障害程度等について御審議いただくこととなっております。

その右の「民生委員審査専門分科会」でございますが、審議事項は民生委員の適否の審査に関することでございます。

さらに、その右の「児童福祉専門分科会」につきましては、県の子ども・子育て支援事業支援計画の策定等について、審議していただいております。

このほか、「里親審査部会」では、児童の里親の認定に関する事項、「児童措

置審査部会」では要保護児童の処遇等に関すること、「幼保連携型認定こども園審査部会」では、その設置の認可等に関する事項、「保育所審査部会」では、保育所の設置に関する事項、「入所児童等意見審査部会」では、入所児童等の意見又は意向に関する事項について、それぞれ審議していただることとなっております。説明は、以上でございます。

(後藤委員長)

専門分科会及び審査部会の委員につきましては、委員長が指名することとしておりますので、事務局から配布させていただきます名簿のとおり、指名したいと思います。

<事務局が分科会・部会構成員（案）を配布>

特に御意見等ございませんでしょうか。

それでは、このとおり指名をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

<事務局が分科会・部会構成員（案）を回収>

次に、議題（4）に移ります。事務局からご説明いただき、その後、質問のお時間をお取りしたいと思います。それでは、議題（4）児童福祉法等の改正に伴う対応、社会福祉審議会規程の一部改正について、事務局から説明してください。

(子育て支援課 森川課長)

議題4児童福祉法等の改正に伴う対応といたしまして、社会福祉審議会規程の一部改正を予定しておりますので、その件についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。2022年と2025年の児童福祉法等の改正によりまして、県として対応が必要となりました2つの事項についてご説明をいたします。

まず資料2の1法改正の概要をご覧ください。内容としましては2点あります。まず1つ目、（1）の保育所等の職員による虐待に関する通告義務等についてでございます。

児童福祉法では、里親や乳児院を始めとする施設の職員などから、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに都道府県または市町村に通告しなければならないとされております。

また、この通告を受けた都道府県は、こちらに記載がございます通り、通告事実の確認や、安全な生活環境の確保などのために必要な措置を講ずるものとされているほか、こうした措置について、児童福祉審議会へ報告することが求められております。

この虐待通告の仕組みで、従前から対象とされておりましたのが、資料の左側表1の中の、通告義務対象施設の左上の①の囲みの施設である、里親や乳児院等です。本年4月の法改正によりまして、新たに左側の下の②の新規対象施設等の欄に記載のある、母子生活支援施設や保育所等が、県所管の対象として、加えられたところでございます。

また、右側に記載がございます通り、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育でございますが、これらの施設についても、新たに対象とされ、市町村が所管行政庁となることが定められました。これらに関する改正法の施行は、本年10月1日からとなっております。

次に、2つ目でございますが、(2)児童生徒性暴力等により登録を取り消された保育士の再登録についてでございます。

児童福祉法では、保育士資格を有する者が保育士になるには、都道府県知事の登録をしなければならないとされております。

また、保育士が、拘禁刑以上の刑に処せられた場合や、虚偽や不正の事実により登録を受けた場合等は、知事が職権で登録を取り消すこととされております。この職権による登録取り消し事項につきまして、2022年の法改正により、保育士が児童生徒へ性暴力等を行ったと認められる場合が、新たに追加されました。これについては、2023年4月1日より施行しております。

登録を取り消された保育士は、欠格期間が経過した後は、再登録を行うことができるとされておりますが、中でも、性暴力等を理由に取り消された場合には、再登録審査が厳格化をされており、その基本的な考え方が、国の指針において示しております。

この指針では、性暴力等により、取り消しとなった保育士が、保育の現場に戻ってくるという事態は、基本的にはあってはならないということを前提としておりまして、再登録にあたって、都道府県は、加害行為の重大性、それから本人の更生の度合い、そして被害児童の心情などに照らしまして、総合的に判断することが求められております。そして、その際には、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないものとされております。

なお、法律上、保育士の欠格事由には取り消しから3年を経過しないものの規定がございまして、再登録が発生するのは、最速でも、施行から3年後、2026年の4月1日となるところでございます。以上、2点が法改正の概要でございます。

なお、本県におきましては、児童福祉審議会を単独で設置することはせず、この社会福祉審議会のもとに設置しております、児童福祉専門分科会をその機能を担うものとして位置付けております。

このため、今回の法改正で求められる、児童福祉審議会への報告や意見聴取

につきましては、この社会福祉審議会規程の一部を改正しまして、児童福祉専門分科会に新たに、それらを報告・意見聴取するための新しい部会を設置した上で行うことを考えております。

資料右側の、2愛知県社会福祉審議会規程の一部改正、(1)改正の内容をご覧ください。

まず、施設職員による虐待に関する通告義務等でございますが、左の表1にある、①の里親や乳児院など、県が所管する従前からの対象施設につきましては、児童福祉専門分科会の下に設置しております、児童措置審査部会で調査審議を行ってきたところでございます。

今回の法改正により新たに対象となりました②の新規対象施設欄に記載の施設のうち、児童自立生活援助事業から母子生活支援施設までの施設、つまり②の囲みの中にある太字以外の施設につきましては、引き続き、この児童措置審査部会、既設の部会で、ご意見をいただくこととして参ります。

一方で、太字で記載の一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館等につきましては、施設数が多く、審議件数の大幅な増加が見込まれること、また、太字以外の施設と違いまして、入所や通所の違い、それから要保護性の違いなど、性質が異なることから、児童福祉専門分科会のもとに、新たに通所児童虐待等審査部会を設置しまして、報告等を行うことを予定しております。

また、性暴力を行った保育士の再登録に関しましても、審査部会の中に新しく設置する、通所児童虐待等審査部会において、調査審議を行うことを予定しております、審議会規程の改正案の概要是(2)の通りとなっております。

改正の時期は、(3)に記載がございます通り、2025年10月1日としております。(4)委員の構成等でございますが、この部会の委員の方の構成につきましては、現時点では、保育や心理分野の学識経験者、医師、弁護士、保育事業者等を想定しておりますが、施設職員による虐待に関する通告に関しましては、今後夏頃に、国からガイドラインが発出される予定であるため、その内容に応じて追加・変更等が生じる可能性もあります。

社会福祉審議会規程一部改正に関するご説明は以上でございます。

(後藤委員長)

ただいま児童福祉法の改正に伴って、社会福祉審議会規程に新しい部会の設置を予定としているということについてご説明いただきました。大変重要な議題であります。ぜひ皆様のお立場からご意見を賜ればと思いますが、いかがでございましょうか。

(中屋委員)

措置審査部会の中に新しく加わる施設ということで紹介がありましたけれども、かなり幅が広がりまして、十分に審議する時間が取れるのか、効率的に進めていくための手段とか時間を増やすとか何かしらご検討されていることがありましたらお聞かせください。

(子育て支援課 加藤担当課長)

今回、児童措置審査部会と別に通所児童虐待等審査部会を設置させていただきまして、児童措置審査部会では、資料中の被措置児童等虐待に関して従前からの小規模住居型児童養育事業、ファミリーホームから一時保護施設まで、あと児童自立生活援助事業から母子生活支援施設までの4施設が新たに追加になります。今回、一時預かり事業から幼保連携型認定こども園までの施設については新たに設置させていただく部会で対応を考えていますのでよろしくお願いします。

(中屋委員)

今言われました児童自立生活援助事業はかなり数が増えていますが、そのあたりでかなり時間を取りのではないかと思っていますが、どうでしょうか。

(児童家庭課 吉田課長)

児童自立生活援助事業は一般的には自立援助ホームと言われているものですが、確かに最近数が増えてきています。もしもホームで虐待等が行われ通告があれば、今の児童措置審査部会で審議していくことになりますが、増えているといつても100件、200件と増えているわけではなく、全体でも10件、20件、その中で虐待が起こるというのはごく一部のことですので、一気に審議時間がひっ迫するということは現時点では考えにくいと思いますが、今後更に審議の範囲が広がることも考えられますので、調査結果の報告の在り方であるとか、なるべくコンパクトに端的にお伝えすることでこちらもしっかり考えていきたいと思っております。

(後藤委員長)

それでは、ただ今のご意見を参考にして部会の設置と規程の改正等を進めてください。

続いて、報告事項に移りたいと思います。本日の報告事項は全部で3項目ございます。まずは、事務局から続けてご説明いただき、その後、まとめて質問のお時間をお取りしたいと思います。それでは、(1) あいち福祉保健医療ビジ

ヨン2026の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(福祉総務課 小坂担当課長)

「あいち福祉保健医療ビジョン2026の進捗状況」について、説明をさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。愛知県では、福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す基本指針となる「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を2021年3月に策定しました。本日、ビジョン策定から4年経過後の各指標の進捗状況について報告させていただきます。

5ページをご覧ください。指標は、各体系における取組の進捗状況を総合的に評価する「重要評価指標」5項目と、6ページ以降に記載の各体系における主な取組の実施状況等を進捗管理する「進捗管理指標」20項目を設定しております。

なお、本ビジョンが策定されて以降、関連する個別計画が昨年度末までに改定されたことから、各個別計画等と整合性を図るなどの理由により、それぞれの計画に関係する指標、目標値を昨年度末に置き換えております。

また、各指標の進捗については、5ページ以降の右上の枠にありますとおり、Aの「目標を達成したもの」から、Eの「未調査又は指標項目を変更したため評価できないもの」の5段階の評価でお示しさせていただいています。

ここから、主な指標について説明させていただきます。

まず、5ページ上段の重要評価指標1の「重層的支援体制構築市町村数」については、昨年度、目標値を20市町村から30市町村に上方修正した項目になります。未実施市町村の取組促進のため、市町村向けの研修会を開催するなどした結果、2024年度実績としては、24市町において体制が整備されました。進捗状況としましては、計画策定時から改善がみられるものの目標を上方修正したことにより、昨年度に引き続きB評価としております。

3の「健康寿命」については、昨年度、個別計画の改定にあわせて、目標値を下方修正しましたが、健康寿命の延伸に向けた環境づくりに取り組んでいるものの、直近の実績が男女ともに計画策定時と比べて若干下回ったため、昨年度に引き続きD評価としております。

続きまして6ページをご覧ください。上段の進捗管理指標1の「生活困窮者自立支援法に基づく支援会議設置市町村数」については、法改正に伴い2025年4月から支援会議設置が努力義務とされたことにより、昨年度指標を置き換えた項目であり、評価ができないためE評価としております。

同様に5の「あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数」及び7ページの8の「こども家庭センターを設置している市町村数」についても、新たな指

標に置き換えたことからE評価としております。

11の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施市町村数」については、市町村職員向け研修会を開催するなどした結果、2024年度は全市町村で実施され、目標を達成することができたことから、A評価としております。

8ページをご覧ください。12の「介護予防に資する通いの場への参加率」については、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から参加人数が減少しておりましたが、直近の実績である2023年度では計画策定時並みの5%と持ち直したため、C評価としております。

続きまして、9ページをご覧ください。17の「グループホーム（共同生活援助）サービス見込量」及び19の「医療的ケア児に対する支援調整コーディネーター配置人数」については、昨年度A評価としておりました。両項目ともに2024年度実績も順調に増加していますが、昨年度、目標値を上方修正したこともあり、B評価としております。

最後に資料右上の枠をご覧ください。全体の進捗状況では、「目標を達成したもの」 A評価が4項目、「計画策定時と比べて改善したもの」 B評価が15項目、「横ばいのもの」 C評価が1項目、「下回っているもの」 D評価が2項目、「未調査のもの又は指標項目を変更したため評価できないもの」 E評価が3項目となりました。

目標値を上方修正したことにより、一部評価を下げた項目もありますが、A及びB評価は19項目と昨年度と同数であり、また、D評価が1項目減少していることから、着実に目標に近付いています。

説明は、以上でございます。

（後藤委員長）

次に、報告事項（2）地域医療介護総合確保基金（介護分）について、事務局から説明をお願いします。

（高齢福祉課 中西課長）

地域医療介護総合確保基金事業の介護分について報告させていただきます。

資料4をご覧ください。1の基金事業の概要でございます。

地域医療介護総合確保基金は、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、消費税の増税分を財源として創設されたもので、これを活用した介護事業分の事業については2015年度から実施しているところです。

基金の対象事業としましては、（1）の①～⑥までの7項目がございますが、そのうち、介護分の事業は、③の「介護施設等の整備に関する事業」と

⑤の「介護従事者の確保に関する事業」となっております。

主な内容といたしましては、2. 介護分の事業内容の①介護施設等の整備に関する事業では、地域密着型サービス施設等への整備費の助成や介護施設の開設準備経費等への支援などの事業を行ってまいります。

資料右側に移りまして、②介護従事者の確保に関する事業としましては、従事者確保のために参入促進、資質向上、労働環境・処遇の改善の3つを柱として、記載のような取組を進めてまいります。

続いて、3. 介護分に係る2024年度事業実績及び2025年度事業予算の概要です。まず、介護施設等の整備に関する事業の2024年度の事業実績は、地域密着型特別養護老人ホーム1か所、認知症高齢者グループホーム1か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所4か所等、資料に記載はありませんが合計で10施設の整備等に対し7億円余の助成を行うなどを行いました。事業全体といたしましては15億9,800万円余の助成・支援を実施いたしました。

2025年度につきましては、地域密着型特別養護老人ホーム2か所、認知症高齢者グループホーム22か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所6か所等、合計で39施設の整備等に対し26億5,900万円余の助成を予定するなど、全体で49億6,200万円余の助成・支援を予定しております。

次に、下段の介護従事者の確保に関する事業の2024年度実績につきましては、介護に関心がある方を対象に「介護に関する入門的研修」を実施するとともに、研修終了者を登録し、依頼に応じマッチングを行う「あいち介護サポートーバンク」の運営など、参入促進に係る取組に1億8,600万円余、介護従事者の資質向上のために市町村や団体等が実施する研修の経費等に対して助成する介護人材資質向上事業費補助金など、資質の向上に係る取組に1億8,400万円余、職員の離職防止等のために設置される介護施設内保育所の運営費補助金など、労働環境・処遇の改善に係る取組に1億1,800万円余、合計で4億8,900万円余の事業を実施いたしました。

2025年度におきましては、昨年度と同様に、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の3つを柱として、今年度は介護支援専門員の法定研修受講料の補助や外国人介護人材受け入れのための環境整備に対する補助を拡充するなど、全体で6億8,900万円余の事業を予定しております。

今後とも、本基金を活用し、各市町村、関係団体等と連携しながら、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年に向けて地域包括ケアシステムの深化、推進を図ってまいります。私からの説明は以上でございます。

(後藤委員長)

次に、報告事項（3）専門分科会・審査部会の審議状況について、事務局か

ら説明をお願いします。

(地域福祉課 福永担当課長)

審議状況につきましては、当審議会が開催される都度、ご報告させていただいているものでございます。

まず、資料の左にあります1の「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございますが、昨年度及び本年度の開催状況といたしまして資料の左下及び右上の表にまとめさせております。審査件数、審査結果につきましては表のとおりでございまして、昨年度は計6回、本年度は計1回開催しております。次に、2の「民生委員審査専門分科会」につきましては、昨年度開催実績はございません。

3の「児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。「児童福祉専門分科会」は、昨年度4回開催し、あいち はぐみんプランの進捗や次期計画の策定について審議いただいております。

「児童措置審査部会」につきましては、昨年度は6回開催し、被虐待児童等の処遇について、計30件審議いただいております。また、昨年度に児童虐待による死亡事例が確認されたため、検証組織として検証委員会を設置し、昨年度は8回、今年度は2回開催し、検証を進めております。1枚おめくりいただきまして、資料の左上の「里親審査部会」につきましては、昨年度は2回開催しております。

続いて、「幼保連携型認定こども園審査部会」は、昨年度は1回開催し、計9件の審議を行っております。資料右上の「保育所審査部会」におきましても、昨年度1回開催し、保育所の設置認可等につきまして、計7件の審議を行っております。

また、昨年度から入所児童等の意見又は意向に関して調査審議する「入所児童等意見審査部会」を新たに設置し、計2回開催しております。

なお、次ページ以降に、参考資料として、専門分科会・審査部会の審議状況に係る過去10年間の推移について、表及びグラフでお示ししております。説明は以上でございます。

(後藤委員長)

それでは、ただいま事務局からご説明いただいた報告事項につきまして、ご質問やご意見等はございますでしょうか。

(原田副委員長)

2つ質問させていただきます。1つは、ビジョンの5ページの共に支え合う

地域づくり、重層的支援体制整備事業についてです。愛知県内の市町村は非常に前向きに取り組まれていて、評価としてもBとつけていただいている。全国的にも先駆的だと評価をいただいている。この春、厚生労働省で重層の見直しが動いていて、財源や運用をどうするかという議論を検討会でも行っている。ただ、誤った情報があり、市町村の中で、重層の取り組みをこのまま続けてよいのかとか、いろいろと混乱があるように伺っています。愛知県では、しっかりと研修会を実施していただいて、正しい情報を伝えいただき、重層を通して包括的支援体制を構築していくことで、今まで以上に進めていただければと思います。

2つめ、8ページの15番、介護職員の確保数がB評価となっていますが、B評価の根拠をもう少し詳しく教えていただければと思います。介護従事者の確保が現場では非常に大きな課題になっていて、B評価というのがどのような視点なのか確認しておきたいです。それと同時に、いろいろとお話を聞くと、介護従事者の確保が、都市部と過疎地域とで様相が違っており、県としてはよりきめ細かい対応をしないいけない段階になってきているのだろうと思いますが、今後、介護人材の確保について具体的に検討されていることがあれば教えていただければと思います。

(地域福祉課 福永担当課長)

重層については、令和3年から始まり、当時は5市から実施して全国的には多い方でした。年々市町村数も増加しており今年度は30市町で重層事業を実施しております。予算も34億ほど市町村に交付することとなっていますし、市町村向けの研修を毎年度実施しております、昨年度も11月に実施させていただき、岡崎や豊田の事例ですか、グループワーク等も実施し、市町村内で重層が進むよう取り組みを行っているところです。今年度も研修の実施を予定しております、委員からお話がありました、国からの新たな情報についても、時期にはありますが、研修で伝えたいと思っておりますし、もっと早い時期でしたら逐次市町村へ情報提供をさせていただきたいと思っております。

(高齢福祉課 山内担当課長)

2点目のご質問に対してですが、介護職員の確保数の、B評価の根拠としては、2020年度の実績として計画当初のところでは103,563人でしたが直近の2024年度の実績が105,853人と増えているため、計画策定時と比べ改善しているものではありますが、目標である128,461人には届いておりませんので、AではなくBとしているところです。

それから、県内でも都市部と過疎地域とで人材確保の困難度が異なるという

お話ですが、まさにそのとおりでございまして、特に名古屋市を中心とした都市部では生産年齢人口が減少している状況は愛知県全体では変わらないのですが、高齢者がこれから伸びていくというところで言うと名古屋市はまさに伸びていく地域であり、三河・山間部は高齢者の増はピークアウトし、これから減少していく。その他の地域では、少しずつ高齢者がまだ増えていく状況にあり、地域によって差があります。人材確保の困難度を示す指標として、有効求人倍率があると思いますが、有効求人倍率を見ても県内でも少しずつ差があつて、名古屋市は比較的高い5%を超える数字、愛知県全体では4.3%くらいですが、名古屋市は介護人材の有効求人倍率が少し高い実情にあるということで、県内でも差が出ているというのが実情です。

県の今のところの対応としては、地域介護総合確保基金で様々な県のメニューを用意していて、毎年度メニューを決めていくにあたり、各市町村や関係団体に対して事業照会をし、こういう事業を実現したいという照会をして、市町村の意見を踏まえた事業内容にしているというのがまず一つ。あとは、県の事業として、市町村に対して市町村がやる人材確保のための資質向上の取組とか啓発の取組など、各市町村ごとに実情に応じてやりたいことが違っているので、その内容に合わせて実施していただけるようにいくつかのメニューを用意して、それぞれ選択して実施していただいているという、今のところそういう実情でございます。

(江崎委員)

14ページについて、身体障害者福祉部門審査部会の中で、特別障害者手当等に関する障害程度の等級認定が過去10年間で審査が全て0になっている。これは国の制度だと記憶しているが、身体だけでなく精神1級の非常に重い方も対象となるということで、生活困窮者とかいますので、こういうものも使えないのかと思います。制度を皆さん知らないのか、ほかの介護施設とか福祉制度が充実してこういうものが必要ではなくなってきた時代の変化かなと思います。これについて、精神障害者だと、介護よりも精神に異常をきたして家族が抑え込むようなこととか非常に苦労しているということもある。身体が不自由ではないので逆に非常に大変な中でケアしていかないといけない。身体障害なら体が不自由でケアしないといけないというのがあるか、他の知的とか精神とかそういうものと重なっている場合、こういう制度は使えるのでしょうか。なかなか使えないから申請が0件になっているのかその辺の事情を聞きたいと思います。

(障害福祉課 今宮課長)

特別障害者手当については、特別障害者手当等という形で、特別障害者手当とか、それから、者（しや）の方のみならず児の方にも障害児手当というのも出ています。それぞれ認定基準が国で定められていまして、身体障害者手帳2級以上の障害を重複して有している方とか、1級の障害を有する方、IQ20以下の方など、細かく制度が分かれている。

啓発方法としては、障害者の福祉ガイドブックを毎年改訂して市町村にお送りしています。過去10年間出てきていないということですが、基本的には必要な方には申請いただいて手当を支給しているところです。

(奥村委員)

2点伺わせてください。5ページの健康寿命の延伸のところで、2023年度から2024年度の直近の実績値まで特に大きな変化がないということで、進捗に関しては健康づくりに関する取り組みの関心の増加を目指すということでした。主な取り組みの中にはいちらんナビの管理・運営、健康マイレージ事業等の説明がありますが、実施状況・使用状況・活用率などの指標はありますか。

また、7ページの20歳以上の喫煙率の実績値が2022年と2024年度と比べ変動がない状況で、B評価とされた理由は何か教えてください。

加熱式たばこ等々で若年層のところの取り込みが難しいところですが、新型たばこ・加熱式たばこに関する取組みがあれば教えてください。

(福祉総務課 小坂担当課長)

まず、健康寿命の関係についてですが、活用率等何か指標があるかということですが、本日、担当課の職員が不在であるため、後日委員の皆様に御報告させていただきたいと思います。

続きまして、喫煙率のところでB評価である理由についてですが、ビジョン策定時と現状を比較して喫煙率が落ちているということで改善がされていますが、目標値以下であるためB評価としています。

加熱式たばこへの取組みについては、さきほどと同様でございまして、担当課の職員が不在であるため、後日回答いたします。

(中屋委員)

12ページの措置審査部会、被虐待児童等の処遇に係る経過報告件数がオール0になっています。また、14ページ右下を見まして、過去を遡ると報告件数にはらつきがあります。この報告がされるときの想定は、どういった場合に報告される想定なのかを教えてください。

(児童家庭課　吉田課長)

被虐待児童等の処遇に関する審議については、虐待を受け親元を離れて一時保護の状態にあるお子さんがその後、施設に措置をする、その適否を審議します。保護者から同意を得られている場合は審議の必要がないのですが、保護者から同意を得られていない場合に、この措置審査部会でその妥当性を審議するというのがこの審議会の目的です。そのうえで、経過報告件数というのは、その際に委員から個別にこのケースについて、経過を報告されたいとお話しがあって経過報告をしているものです。これは、ケースの複雑さとか困難さとかによって報告を求められたり、そうでなかったりすることで、ばらつきができるとしているところが理解いただければと思います。

(中屋委員)

経過報告をお願いしたい、という意見を踏まえた上で、どこかのタイミングで報告するという流れということですね。虐待で死亡事例などある中で、例えば、親御さんが同意していないケースで施設に入っている場合で、途中で同意に翻ったり、家庭引き取りになったりした場合、安全確保がどれくらいできているのかが虐待死亡に繋がるか否かの重要な要素となってくると思うが、そういう危うさを抱えているような場合の報告はあまりここではされないのか。

(児童家庭課　吉田課長)

基本的にここで上がってくるケースというのは、既に児童相談所で一時保護をしていたり施設の方で措置入所をしていてその後の方針をどうするかというものを扱っている。いわゆる在宅で虐待の非常にリスクの高い状態の場合は、児童相談所の日々の業務の中で関係機関からの報告や学校・医療機関と連携をしながら適切に進めていますのでご理解をいただければと思います。

(後藤委員長)

本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

せっかくの機会でございますので、全般的なことにつきまして、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

委員の皆様には大変貴重なご意見をありがとうございました。また、皆様のご協力を得まして会議が円滑に進みましたことにつきましてもお礼申し上げます。最後に事務局から、何かありますでしょうか。

(地域福祉課　藤井主査)

本日の会議の議事録でございますが、後日、発言された方に内容をご確認い

ただき、その後、署名者お二人にご署名いただくこととしておりますので、その際はご協力いただきますよう、お願いいたします。以上です。

(後藤委員長)

それでは本日の社会福祉審議会は、これで終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。